

外部の団体への関わり類型ごとの外郭団体指定の必要性検討

市の外部の団体への関わり類型		①行政機能の補完の担保				指定の必要性	②外部団体の経営状況の悪化によって、市財政への影響が生じないように確認・指導する(三セク基本方針) →外郭団体に位置づけることで、市財政への影響が生じないように、所管部署に経営状況の確認、指導を義務付ける		指定の必要性	③特別な支援を行っていることに対する説明 →外郭団体に位置づけることで、特別な支援に対する説明を所管部署に義務付ける		指定の必要性	
		①-1行政機能の補完が発揮される事業内容を確認・指導 →外郭団体に位置づけることで、行政機能の補完が発揮されるように、所管部署に事業内容の確認、指導を義務付ける	①-2行政機能の補完が生じないように団体の経営状況を確認・指導 →外郭団体に位置づけることで、行政機能の補完に支障が生じないように、所管部署に団体の経営状況の確認、指導を義務付ける	指定の必要性	指定の必要性								
1 出資・出捐	行政機能補完の度合い	◎	・市が行政機能を補完するために団体を設立している。	行政機能補完の度合い	◎	・市が行政機能を補完するために団体を設立している。	○	市財政への影響の有無・大きさ	○	・団体の財政状況の悪化により、他の財政的支援が必要となる可能性がある。	○	特別な支援にあたるか	○
	指導監督等の権限	○	・地自法221⑨「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」 ・株式会社については株主としての権限	指導監督等の権限	○	・地自法221⑨「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」 ・株式会社については株主としての権限	○	指導監督等の権限	○	・地自法221⑨「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」 ・株式会社については株主としての権限	○	特別な支援にあたるか	○
	他の統制手段	有	・地自法243の3②「財政状況の公表等」で、議会への事業計画・事業報告・予算・決算の報告が定まっている。	他の統制手段	有	・地自法243の3②「財政状況の公表等」で、議会への事業計画・事業報告・予算・決算の報告が定まっている。	有	他の統制手段	有	・地自法243の3②「財政状況の公表等」で、議会への事業計画・事業報告・予算・決算の報告が定まっている。	有	特別な支援にあたるか	○
2 補助金・交付金・負担金・利子補給	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、財政援助する。	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、財政援助する。	○	市財政への影響の有無・大きさ	×	・団体の破綻等による市財政への直接的な影響はない。	○	特別な支援にあたるか	○
	指導監督等の権限	○	・地自法221⑨「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」	指導監督等の権限	×	・団体の経営状況を指導する権限はない。	×	指導監督等の権限	×	・団体の経営状況を指導する権限はない。	×	特別な支援にあたるか	○
	他の統制手段	有	・「町田市補助金等の予算の執行に関する規則」で、申請・交付決定・実績報告などの手続が定まっており、会計事務の手続きの中に組み込まれている。	他の統制手段	無		無	他の統制手段	無		無	特別な支援にあたるか	○
3 貸付金	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、財政援助する。	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、財政援助する。	○	市財政への影響の有無・大きさ	○	・市が貸付金を失う可能性がある。	○	特別な支援にあたるか	○
	指導監督等の権限	○	・地自法221⑨「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」	指導監督等の権限	×	・団体の経営状況を指導する権限はない。	×	指導監督等の権限	×	・団体の経営状況を指導する権限はない。	×	特別な支援にあたるか	○
	他の統制手段	無		他の統制手段	無		無	他の統制手段	無		無	特別な支援にあたるか	○
4 損失補償・借入保証 借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、財政援助する。	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、財政援助する。	○	市財政への影響の有無・大きさ	○	・市が団体の債務を返済しなければならない可能性がある。	○	特別な支援にあたるか	○
	指導監督等の権限	○	・地自法221⑨「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」	指導監督等の権限	○	・地自法221⑨「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」	○	指導監督等の権限	○	・地自法221⑨「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」	○	特別な支援にあたるか	○
	他の統制手段	有	・地自法243の3②「財政状況の公表等」で、議会への事業計画・事業報告・予算・決算の報告が定まっている。	他の統制手段	有	・地自法243の3②「財政状況の公表等」で、議会への事業計画・事業報告・予算・決算の報告が定まっている。	有	他の統制手段	有	・地自法243の3②「財政状況の公表等」で、議会への事業計画・事業報告・予算・決算の報告が定まっている。	有	特別な支援にあたるか	○
5 信託の受託者 受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者	行政機能補完の度合い	×	・信託者と受託者の関係	行政機能補完の度合い	×	・信託者と受託者の関係	×	市財政への影響の有無・大きさ	○	・市が信託財産を失う可能性がある。	○	特別な支援にあたるか	○
	指導監督等の権限	○	・地自法221⑨「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」 ・不動産の信託は議会の議決案件	指導監督等の権限	○	・地自法221⑨「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」 ・不動産の信託は議会の議決案件	○	指導監督等の権限	○	・地自法221⑨「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」 ・不動産の信託は議会の議決案件	○	特別な支援にあたるか	○
	他の統制手段	有	・地自法243の3②「財政状況の公表等」で、議会への信託に係る事務の処理状況を報告することが定まっている。	他の統制手段	有	・地自法243の3②「財政状況の公表等」で、議会への信託に係る事務の処理状況を報告することが定まっている。	有	他の統制手段	有	・地自法243の3②「財政状況の公表等」で、議会への信託に係る事務の処理状況を報告することが定まっている。	有	特別な支援にあたるか	○
6 人的支援	行政機能補完の度合い	○	・団体の運営に市が関わっているため、団体の事業内容を確認・指導する必要性が高い。	行政機能補完の度合い	○	・団体の運営に市が関わっているため、団体の経営状況を確認・指導する必要性が高い。	○	市財政への影響の有無・大きさ	×	・団体の破綻等による市財政への直接的な影響はない。	○	特別な支援にあたるか	○
	指導監督等の権限	○	・役員として権限がある。	指導監督等の権限	○	・役員として権限がある。	○	指導監督等の権限	○	・役員として権限がある。	○	特別な支援にあたるか	○
	他の統制手段	無		他の統制手段	無	・団体の経営状況を指導する権限を持たない。	無	他の統制手段	無	・団体の経営状況を指導する権限を持たない。	無	特別な支援にあたるか	○
7 指定管理者 公の施設の管理を行わせているもの	行政機能補完の度合い	◎	・公の施設の管理運営を行っている。	行政機能補完の度合い	◎	・公の施設の管理運営を行っている。	◎	市財政への影響の有無・大きさ	×	・団体の破綻等による市財政への直接的な影響はない。	×	特別な支援にあたるか	×
	指導監督等の権限	○	・地自法221⑨「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」 ・協定書に基づき、事業内容の確認や指導ができる。	指導監督等の権限	×	・協定書により、団体の経営状況を確認する権限はあるが、指導する権限はない。	×	指導監督等の権限	×	・協定書により、団体の経営状況を確認する権限はあるが、指導する権限はない。	×	特別な支援にあたるか	×
	他の統制手段	有	・選考及び評価において、事業内容の確認及び指導を行っている。 ・選考・評価について、外部有識者に参画していただいている。	他の統制手段	有	・選考及び評価において、団体の経営状況の健全性を確認している。 ・選考・評価について、外部有識者に参画していただいている。	有	他の統制手段	有	・選考及び評価において、団体の経営状況の健全性を確認している。	有	特別な支援にあたるか	×
8 委託	行政機能補完の度合い	○	・市の委託事業を行っている。	行政機能補完の度合い	○	・市の委託事業を行っている。	○	市財政への影響の有無・大きさ	×	・団体の破綻等による市財政への直接的な影響はない。	×	特別な支援にあたるか	×
	指導監督等の権限	○	・地自法221⑨「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」 ・契約書に基づき、事業内容の確認や指導ができる。	指導監督等の権限	×	・団体の経営状況を確認、指導する権限はない。	×	権限	×	・団体の経営状況を指導する権限はない。	×	特別な支援にあたるか	×
	他の統制手段	有	・「町田市契約事務規則」において委託の監督及び検査が定まっており、会計事務の手続きの中に組み込まれている。	他の統制手段	無		無	他の統制手段	無		無	特別な支援にあたるか	×